

五泉市農業委員会

令和7年 第9回 定例総会議事録

会議開催 令和7年9月30日(火) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

| | |
|------------|------------|
| 1番 渡邊 利雄 | 2番 亀山 公子 |
| 3番 大槻 彰吉 | 4番 長谷川 亘 |
| 5番 深井 秋彦 | 6番 大湊 弘明 |
| 7番 高橋 喜美子 | 8番 権平 孝男 |
| 9番 武藤 智暁 | 10番 樋口 勝俊 |
| 11番 川瀬 福司 | 12番 井上 百合子 |
| 13番 清田 ひろみ | 14番 村田 和賢 |
| 15番 金子 郁夫 | 16番 酒井 美奈子 |
| 17番 大湊 賢吉 | 18番 金子 信行 |
| 19番 松尾 タカ子 | |

欠席委員

無し

関係説明者

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 局 長 | 松尾 直幸 | 次 長 | 本間 泰巳 |
| 村松事務所長 | 牛腸 修啓 | 係 長 | 星 恵里子 |
| 主 査 | 藤田 剛 | | |

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に

よる農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

- ・所有権移転案件
- ・利用権設定・転貸案件

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和7年第9回定例総会を開催いたします。

 松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和7年第9回総会を開会いたします。

 ただいまの出席委員数は、19人中全員出席しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましても、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 (「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

 五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します。議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

 (「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、11番・川瀬福司委員、12番・井上百合子委員 をお願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長をお願いいたします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。

 調査班の班長、16番・酒井美奈子委員から、報告をお願いします。

調査班長（酒井美奈子 委員）

はい、議長。議席番号 16 番、現地調査班 酒井です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 9 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、深井委員、坂田推進委員、吉田推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、猿和田、橋田、一本杉、村松地区では、寺田 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 　　ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、報告のとおりといたします。

7 議件 / 議第 1 号

議 長 　　続きまして、日程 7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

星係長 　　はい、議長。

議 長 　　星係長。

星係長 　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 2 件で、売買が 1 件、貸借が 1 件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。

番号 1 番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑 1 筆、面積 145 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号 2 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、面積 1,943 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

5 ページから 6 ページをご覧ください。

番号 1 番から番号 2 番の案件について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可

要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（酒井美奈子 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番は猿和田地内の畑、番号2番は橋田地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 　　続きまして、「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

星係長 　　はい、議長。

議 長 　　星係長。

星係長 　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、売買が2件であります。

9ページをご覧ください。

番号1番は、一本杉地内の登記地目 畑2筆、合計面積54㎡を駐車場用地とする永久転用案件で、売買となります。

17ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-(ア)」であります。

申請地は、第1種にも第3種にも該当しないその他第2種農地と判定されます。農地の広がり10ha未満であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

9ページに戻っていただき、

番号2番は、寺田地内の登記地目 宅地1筆、面積525.12㎡を個人住宅敷地とする永久転用案件で、売買となります。

25ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-(ア)」であります。

申請地は、登記地目が宅地であるが、畑として使用してきた農地に該当しており、農地台帳に登録されています。現況は、休耕畑となっております。現況が農地として登録されている土地を転用するには、農地法第5条の許可が必要となります。

申請地は、第1種にも第3種にも該当しないその他第2種農地と判定されます。農地の広がり10ha未満であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（酒井美奈子 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番は、一本杉地内の休耕畑、番号2番は、寺田地内の休耕畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員

はい、議長。

議長 　　権平孝男 委員。

権平孝男 委員

8番、権平です。2番の寺田の関係で、25ページのこと、登記地目が宅地であり、畑として使用していて、農地であると、本来、登記地目「宅地」であれば、課税はどちらで課税されていたのか。

牛腸所長 　　はい、議長。

議長 　　牛腸所長。

牛腸所長 お答え申し上げます。
ただいまの件ですが、固定資産の課税につきましても畑として、課税されておりました。

権平孝男 委員
いつ、どういうように。

牛腸所長 添付書類として、登記簿謄本をつけていただいているところをごさいますて、登記は宅地であることは間違いないのですが、経過を確認したところ、平成6年のところで、現況農地が畑であると届出がされておりました、畑ということで台帳に登載されているものでございます。先ほど申し上げました固定資産の課税につきましても、同じ時期に、畑として課税されておりました。

権平孝男 委員
農地台帳に畑として載せていれば、畑としての農地で良いわけだよね。
登記は、まだ、直っていないということなのか。

議 長 もう少し分かりやすい説明をお願いします。

牛腸所長 資料で確認できる範囲では、平成6年から畑として、課税も畑ですと、その際に、ご本人の方から申請いただいて、畑ということで農地でありますと、判断したものであるというふうに考えております。

議 長 いかがですか。

権平孝男 委員
もういいです。分かりづらい。

牛腸所長 分かりづらい説明で、申し訳ありません。現場のことは、亀山委員もご存じだと思いますが、家が建っていましたと、住宅を取り壊して、家を壊した後、使い道として、畑としての農業委員会への申請があり、農地として登録したものであると理解しております。大変、失礼いたしました。

議 長 権平委員、いいですか。

権平孝男 委員
いいです。

議 長 ほかに、ございませんか。
ありがとうございました。

次にまいります。

無ければ、採決を行います。

「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号

議 長 続きまして、「議第3号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明いたします。

29ページをご覧ください。

今月の「利用権設定・転貸案件」について、15件の申し出がありました。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号1番と2番は、合計面積5,097㎡

番号3番と4番は、合計面積1,419㎡

番号5番と6番は、合計面積2,466㎡

番号7番と8番は、35ページをご覧ください。合計面積4,639㎡

番号9番と10番は、合計面積2,692㎡

番号11番と12番は、49ページをご覧ください。合計面積27,739.30㎡

番号13番と14番は、51ページをご覧ください。合計面積6,992㎡

番号15番と16番は、54ページをご覧ください。合計面積9,428㎡

番号17番と18番は、合計面積2,040㎡

番号19番と20番は、58ページをご覧ください。合計面積7,992㎡

番号21番と22番は、60ページをご覧ください。合計面積3,943㎡

番号23番と24番は、62ページをご覧ください。合計面積4,748㎡

番号25番と26番は、66ページをご覧ください。合計面積5,242.48㎡

番号27番と28番は、合計面積1,019㎡

番号29番と30番は、合計面積32㎡

それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

15 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は 2 件、番号 27 番と 28 番、番号 29 番と 30 番であります。

69 ページから 72 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 4 号

議 長 続きまして、「議第 4 号・換地計画に対する同意について」を議題といたします。

なお、この案件につきましては、関係 委員が依頼者である早出川土地改良区の理事であることと、関係 委員が換地計画の権利者の一人であるので、この 2 名の委員は、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

75 ページからご覧ください。

議第4号 団体営ほ場整備事業（非補助）桑山地区の換地計画同意については、別紙81 ページのとおり土地改良法第52条第8項の規定に基づき、土地改良区が換地計画を定めて県知事の認可を得るためには、農業委員会の同意書が必要となっていることから、早出川土地改良区から換地計画同意の依頼が提出されたものであります。

換地とは、土地改良事業で区画整理を行う場合、工事の結果今までの土地の区画が変わるので、新しい区画の所有者を決めなおす必要があります。これを農家の立場からみると、今までの土地に代わる新しい土地を配分されることとなり、この新しく配分される土地のことを「換地」と言い、誰にどの土地を換地して配分するかという計画のことを「換地計画」と言います。その換地計画に基づいて、適切に換地の配分を決めることを「換地処分」と言います。

換地処分が行われると、従前地に対する土地の所有権が消滅し、これに代わって換地後の土地の所有権が発生します。

換地の役割としては、2つの役割があります。1点目は、分散している農地を集めることができるので、換地後の農作業がやり易くなります。2点目は、公共施設用地等を生み出すことができるので、農村の生活環境が良くなります。

それでは、換地計画の内容についてご説明いたします。

77 ページをご覧ください。

番号1番は、事業名は、団体営ほ場整備事業（非補助）桑山地区、事業主体は、早出川土地改良区であります。換地の状況は、筆数が従前の土地397筆、換地後の土地154筆、面積が従前の土地18万6,077.73㎡、換地後の土地18万5,591㎡、関係農家数22件、工事完了予定の時期及び換地処分予定の時期は、令和8年2月末日となっております。

場所につきましては、83ページの案内図をご覧ください。桑山集落の北側が申請地となっております。91ページには換地前の現形図、92ページは換地後の換地集成図を掲載しております。ご覧のとおり、一区画が広くなり、農道の幅も広がっております。

84ページは、換地設計樹立の基本方針、85ページは、地区総計表、86ページから90ページは、換地にかかる土地所有者の清算金一覧表を掲載しております。

換地の基本原則は、3つあります。1点目は、農地は非農用地区域外に換地するなど、従前地に見合う土地利用ができること「区域区分に関する原則」、2点目は、従前地と換地が見合い、かつ特定の者の不利益がなく、公平であること「照応に関する原則」、3点目は、面積の増減割合が2割に満たないこと「地積増減に関する原則」であります。

これらの原則に基づき、換地設計がされており、同意相当であると事務局では判断しております。

79 ページをご覧ください。

本換地計画に同意し、同意書を交付してよろしいか、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（酒井美奈子 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番は、桑山地区内で、区画が広く整備された田と、農道の幅も広く、整備されておりました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉 委員

はい、議長。

議長 大槻委員。

大槻彰吉 委員

議席ナンバー3番、大槻です。

換地の開始は、何年前からですか。

議長 事務局、説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

まず、開始したところが、平成28年10月から開始しております。1区画については3.5haを平成28年10月から平成31年5月までの間、その1区画が1番最初に開始している箇所になります。2番目も同じ期間内で、1.1ha分ということで、少しずつ、徐々に開始しているものであります。

議長 大槻委員、よろしいでしょうか。

大槻彰吉 委員

はい、結構です。

議長 ほかに、ございませんか。

金子郁夫 委員

はい、議長。

議長 金子郁夫委員。

金子郁夫 委員

議席番号 15 番、金子です。

93 ページ、換地計画についてですけれども、地番と地積が載っていると思われませんが、括弧が地積で、なおかつ、反表示でしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

松尾局長 お待たせいたしました。

93 ページの換地後の集成図の図面でございますが、左上に新しい地番で、括弧で示されているものは、ご指摘のものではなく、関係者の番号ということで表されているものでございます。各関係者の面積関係につきましては、議案書の 86 ページから 90 ページに記載されている内容でございます。大変、申し訳ございませんでした。

議 長 金子委員、いかがでしょうか。

金子郁夫 委員

ありがとうございました。大変、よく分かりました。

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第 4 号・換地計画に対する同意について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 4 号・換地計画に対する同意について」は、原案のとおり決定されました。

関係委員、関係委員は入室してください。

8 報告事項

議 長 続きまして、日程 8、報告事項であります。

「報告第 1 号・令和 6 年度農地移動結果（再報告）について」事務局より説明をお願いします。

松尾局長 はい、議長。

議 長 松尾局長。

松尾局長 はい、議長。説明いたします。

それでは、報告第 1 号・令和 6 年度農地移動結果（再報告）について、ご説明いたします。議案書 95 ページからお願いいたします。

本件につきましては、本年 4 月 30 日の令和 7 年第 4 回定例総会におきまして、議

案書97ページの上段の表のとおり報告をさせていただいたところですが、このたび、市議会9月定例会において令和6年度決算の審査があることから、改めて令和6年度事業の実施状況を点検しておりましたところ、4月に報告した内容と一致しない点があることが判明したものであります。データの定義に対して、正しく集計されていなかったものであり、結果としまして、4月に報告をしました内容につきましては、一部誤りがあったというものでございます。大変申し訳ございませんでした。

誤った内容のまま報告をしてしまった理由として考えられますのは、当初報告したものは、パソコンで管理しております台帳のデータから、必要なデータを抽出する際、その際の抽出のしかたに不備、また、集計の段階でもミスがあったものと推測されます。合わせて、その数字に対するチェックが不十分であったと考えております。

そのまた原因としましては、数字を拾う、データを抽出する際の定義があいまいであったことですか、データを取り扱う（抽出する、集計する）際のミスをチェックしきれなかった、きちんとチェックできる体制（私以下職員の意識を含めて）となっていないことが挙げられると考えており、これらの点を改めることとしまして、今後同様のミスを生じさせないように、対応してまいります。

つきましては、97ページ下段の表の令和6年度の欄のとおり、訂正して再報告をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

再報告させていただきます数字は、総会議案の内容から再集計したもので、毎月の定例総会で議案として取り扱った件数と面積を集計したものであります。

令和6年度の数字と合わせまして、令和4年度、令和5年度の実績（件数、面積）につきましても、改めて議案の内容を再点検したところ、報告済みの内容と相違する部分がありました。令和6年度実績と比較するために、令和6年度実績と同様の定義、集計のしかたで、毎月の定例総会で議案として取り扱った件数と面積を集計し直しまして、改めて記載したものでございます。

本表をもちまして、令和6年度の農地移動結果実績（及びその比較参考としての令和4、5年度実績）ということで、再報告、改めての報告をさせていただきたいと思っております。

大変申し訳ございませんでした。

議 長 　　ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、続きまして、「報告第2号・農業委員会の法令遵守について」事務局より説明をお願いします。

松尾局長 　　はい、議長。

議 長 　　松尾局長

松尾局長　それでは、報告第2号・農業委員会の法令遵守について、ご説明いたします。議案書99ページからでございます。合わせまして、机上配布いたしました、9月30日付け事務連絡、会長名によります委員宛て文書をお願いいたします。

文書の内容につきまして、ご説明いたします。

このたびの通知は、他自治体の農業委員会で発生しました事案（不適切事案・不祥事）を受けまして、我々五泉市農業委員会におきましても、法令遵守に対する意識を今一度、改めての確認をお願いするものであります。

発生した事案の概要につきましては、別添2として添付しておりますが、1の(1)、ひとつめですが、農地利用最適化推進委員が農地へ不法投棄をし、逮捕・起訴されたことにより、委員の失職という処分がなされたというもの。(2)ふたつめは、農業委員会事務局の職員が、法令に定められた必要な手続きを経ずに農地転用の許可申請に係る事務処理をした（総会の議決を経ずに、無断で公印を使用して許可権者に提出した）という、虚偽有印公文書の作成等、というものであります。

これら事案の発生を受けまして、別添1のとおり、全国農業会議所、また農業会議からも、各農業委員会において、法令遵守について今一度確認するようにとの通知があったものでございます。

農業会議所、農業会議は、「決議」という形をとることを求めておりますが、当委員会での取り扱いにつきましては、役員会で協議し、「決議」という形は取らないまでも、委員各位へ通知文を発出して、法令を遵守することについて、全員が、今一度確認し、引き続き、日々留意するよう、改めてお願いをする、としたものであります。

その内容を読み上げますので、一緒に目を通していただきたく、お願いいたします。「2 確認及び留意をお願いする事項」であります。

- * 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。
 - * 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならないことから、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底しなければならない。
 - * ついては、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること及び農業委員会の会務全般について公正性を確保することについて、各人が再確認し、常にこれらに留意して活動を行うものとする。
- 以上でございます。

本文書の発出につきまして、報告事項とさせていただきますのは、議事録に残す、公表するという形をとることで、なおその徹底を図りたいという意味合いのものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長　はい、ありがとうございました。

この場をお借りして、また、もう一度、皆さんの心に銘じて、活動に、その力を

発揮していただければ、幸いかと思いますので、改めて、よろしくお願ひします。
ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

権平孝男 委員
はい、議長。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員
8番、権平です。
農業委員・推進委員に通知する重要案件であると思います。国・県・五泉市、全部が事務連絡で出ています。文書では軽い方である。本来ならば、会長名で出すものであり、事務局長名で出されているのは軽く見ていると思います。
今、他の県でも、農地の問題などがあります。
事務連絡では、軽すぎると思います。

議 長 はい、ただいまのご意見、ありがとうございます。皆さん、一人一人が意識を強く持っていただければ、また、私自体も、そこまでは深く考えてはいなかったと申して、今、権平委員から言われて、なお、会長名からの証明として、そういうものをいただいて、また、なお一層、心に含めて、頑張りたいと思いますので、定例会に行った時には、その旨、お話しさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

松尾局長 はい、議長。

議 長 はい、どうぞ。

松尾局長 ご意見ありがとうございました。
私ども、会長名で、皆さんにお出しした文書、事務連絡とさせていただきます。組織の中で、文書を発するということで、事務連絡という認識で、一番上の文書につきましては、会長名で委員の皆さんに対しての通知ということで、組織内での文書の発出による事務連絡として、発していただいたところでございます。そこから考えますと、農業会議から、ですとか、農業会議所からの事務連絡というのは、権平委員がおっしゃるように、相応しくないのかなという気はいたしますが、その点につきましては、今、会長からのお話でございましたし、会長名での文書についても、そういったところを意図したところではございませんので、補足させていただきます。以後、また、気を付けて、取扱いをしていきます。

議 長 他に何かございますか。
無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第9回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分 閉会)